

2009年6月17日 全8頁

「TOKYO AIM」

の情報開示ルール

制度調査部
横山 淳東証とLSEのプロ向け新市場^①

[要約]

- 東証とロンドン証券取引所（LSE）による合併のプロ向け新市場「TOKYO AIM」は、2009年6月1日に活動を開始した。
- 「TOKYO AIM」の上場会社は、有価証券報告書等に準じた年2回（年次決算と中間決算）の決算情報開示が求められる。会計基準は日本基準、国際会計基準、米国基準（これらと同等のものも含む）が採用可能であり、英文による開示も認められる。
- 重要な会社情報などについては、適時開示義務が課されることになる。実際の開示基準については、既存の東証市場のルールに準じた細則が定められている。

※本稿は、2009年2月10日付レポート『「TOKYO AIM」における情報開示』を、最終的な規則に基づいて書き改めたものである。

はじめに ～東証とLSEのプロ向け新市場「TOKYO AIM」～

- 2009年5月29日、金融庁は、東京証券取引所グループ（以下、東証）とロンドン証券取引所グループ（London Stock Exchange Group plc、以下、LSE）が共同で設立・運営するプロ向け新市場「TOKYO AIM」（トウキョウ エイム）に対し、金融商品取引法に基づき、金融商品市場開設の免許（いわゆる取引所免許）を付与したと発表した¹。
- これを受けて、「TOKYO AIM」は2009年6月1日から取引所業務を開始している。併せて、「TOKYO AIM」のウェブサイト上で新市場の規則やQ&Aなども公表されている²。本稿では、これらの規則等を踏まえて「TOKYO AIM」における情報開示制度について紹介する³。

1. プロ向け市場における情報開示

- 金融商品取引法の下では、プロ向け市場の上場会社に対しては、公衆縦覧を前提とした法定開示義

¹ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090529-1.html>) に掲載されている。

² 「TOKYO AIM」のウェブサイト (<http://www.tokyo-aim.com/market.html>) に掲載されている。

³ 「TOKYO AIM」の概要は、拙稿『「TOKYO AIM」、取引所免許を取得』（2009年6月1日付レポート）など参照。

務⁴を免除することとされている。しかし、「特定投資家の中には、発行体に対し情報提供を要求し、又は直接情報収集しうる立場には必ずしもない者が含まれる」（2007年12月18日付『金融審議会金融分科会第一部会報告書』⁵）。そこで、金融商品取引法では、プロ向け市場の上場有価証券について、投資家への的確な情報提供を確保するため、一定の情報の提供・公表措置を定めている（金融商品取引法27条の31、27条の32）。

- 提供・公表が求められる具体的な情報の内容などについては、「内閣府令で定める」こととされている。ただ、これを受けて制定された「特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」では、基本的な事項のみが定められ、詳細は金融商品取引所の規則などに委ねられている⁶（特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令2、3、7条など）。
- 「TOKYO AIM」は、これを踏まえて有価証券上場規程などを通じて、新市場の上場会社に対する情報開示義務を整備している。即ち、「TOKYO AIM」の上場会社は、「投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」⁷とされている（有価証券上場規程18条1項）。

2. 決算情報・発行者情報の開示

(1) 概要

- 「TOKYO AIM」の上場会社は、年2回の決算に関する情報開示が義務付けられる（有価証券上場規程23、24条）。
- つまり、「TOKYO AIM」の上場会社には、年度決算と中間決算の開示が義務付けられることとなる。逆に、四半期開示は（既存の東証市場と異なり）任意とされている⁸。
- 決算に関する情報開示は、次の①と②両方の情報開示を行うことが求められる（有価証券上場規程23、24条）。

	期限	位置づけ
①決算情報の開示	期末後2ヶ月以内	金融商品取引所規則に基づく、東証本則市場の決算短信・中間決算短信に相当する情報開示
②発行者情報の開示	期末後3ヵ月以内	金融商品取引法に基づき、有価証券報告書等に代えて、情報提供・公表が求められる情報開示。ただし、具体的な内容は、金融商品取引所規則などに委ねられている（後記(4)参照）

⁴ 有価証券届出書・有価証券報告書・四半期報告書などによる開示のこと

⁵ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html) に掲載されている。

⁶ 詳細は、拙稿「プロ向け市場の情報提供・公表制度」（2008年12月10日付レポート）参照。なお、この点について金融庁の担当官は、「内閣府令では、特定投資家の投資判断に資すると考えられる情報の項目のみを定めることとし、当該情報の具体的な内容、様式、財務情報に係る会計基準等については、たとえば、特定取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める規則等による旨を規定する」と説明していた（谷口義幸（金融庁総務企画局企業開示課企業開示調整官）・齋藤将彦（同市場課課長補佐）・瀧澤信也（前金融庁総務企画局市場課専門官）「プロ向け市場の創設」（『商事法務 No. 1838』、2008年7月15日）pp. 23-24）。

⁷ これは東証本則市場の有価証券上場規程401条1項と同様の文言となっている。

⁸ 内部統制報告書の提出義務も課されない（金融商品取引法24条、24条の4の4）。

(2) 会計基準

○財務諸表等を作成するに当たっての会計基準としては、次のいずれかの基準に従うこととされている（有価証券上場規程 8 条 5 項、同施行規則 4 条 6 項）。

- ①日本基準
- ②米国基準
- ③国際会計基準
- ④上記①～③の基準のいずれかと同等であることを、担当 J-Nomad と監査法人が、合意の上で適切に判断し、「TOKYO AIM」が認めた基準（※）

（※）④については、上記①～③の基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示（いわゆる調整開示）することが求められる。

(3) 開示言語

○会社情報を開示する言語としては、**英語又は日本語**を選択することとされている（有価証券上場規程 5 条）。

○つまり、英文のみによる情報開示も認められることとなる。これは、前記(2)の国際会計基準や米国基準の利用が認められることと併せて、外国企業による「TOKYO AIM」の上場を容易にするものだと考えられるだろう。

○なお、一旦、選択した言語は、原則としてその後も継続して使用することが求められている（同前）。

(4) 開示書式など

○前述(1)のように、「TOKYO AIM」上場会社の決算のディスクロージャーは、既存の東証市場における決算短信等に相当する「決算情報」の開示と、有価証券報告書等に代わる情報提供・公表である「発行者情報」の開示が求められる（有価証券上場規程 23、24 条）。

○「決算情報」は、「TOKYO AIM」所定の様式により行うことが定められているが（同施行規則 12 条 1 項）、現時点では、様式は明らかにされていない。「TOKYO AIM に関する Q&A」によれば、「東証の本則市場の既存様式を参考にしつつ、J-Nomad と相談を行い、プロ投資家を念頭においてレベルの内容を開示することが求められます」と、既存の東証市場の決算（中間決算）短信に準じた内容とすることが想定されているようだ。

○ただし、いわゆる「業績予想の開示」の開示については、「会社の任意の判断」として特に義務付けることはしないとされている（「TOKYO AIM に関する Q&A」参照）。

○「発行者情報」については、上場会社が作成にあたって用いるべき開示様式（第 5 号様式）も定められている（同 13 条）。主な記載事項は次の通りである。

「TOKYO AIM」における「発行者情報」（第 5 号様式）の主な記載事項

- 【公表日】
- 【発行者の名称】

- 【代表者の役職氏名】
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【担当指定アドバイザー（※1）の名称】
- 【担当指定アドバイザーの代表者の役職氏名】
- 【担当指定アドバイザーの本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【担当認定上席責任者（※2）の氏名】
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】
- 【公表されるホームページのアドレス】
- 【投資者に対する注意事項】

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】（※3）

- 1【会社制度等の概要】
- 2【外国為替管理制度】
- 3【課税上の取扱い】

第2【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- 2【沿革】
- 3【事業の内容】
- 4【関係会社の状況】
- 5【従業員の状況】

第3【事業の状況】

- 1【業績等の概要】
- 2【生産、受注及び販売の状況】
- 3【対処すべき課題】
- 4【事業等のリスク】
- 5【経営上の重要な契約等】
- 6【研究開発活動】
- 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第4【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】
- 2【主要な設備の状況】
- 3【設備の新設、除去等の計画】

第5【発行者の状況】

- 1【株式等の状況】
 - (1)【株式の総数等】
 - (2)【新株予約権等の状況】
 - (3)【ライツプランの内容】
 - (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】
 - (5)【所有者別状況】
 - (6)【大株主の状況】
 - (7)【議決権の状況】
 - (8)【ストックオプション制度の内容】
- 2【自己株式の取得等の状況】
 - 【株式の種類等】
- 3【配当政策】
- 4【株価の推移】
- 5【役員の状況】
- 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】
- 7【関連当事者取引】

第6【経理の状況】

- 【連結財務諸表等】
 - (1)【連結財務諸表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

第7 【外国為替相場の推移】 (※4)

第8 【発行者の株式事務の概要】

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

- (※1) 担当する上場会社や新規上場申請者（以下、両者を合わせて「担当会社」という）に対する助言・指導を通じて、上場審査・上場管理上の重要な役割を担う民間アドバイザー、いわゆる J-Nomad のこと。詳細は、拙稿「J-Nomad（指定アドバイザー）の概要」（2009年6月15日付レポート）参照。
- (※2) 一定のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を有する常勤の幹部社員として「TOKYO AIM」の認定を受けた者、いわゆる J-QE のこと。
- (※3) 内国会社が日本語で公表する場合には、記載を省略することができる。
- (※4) 記載を省略できる。

○「発行者情報」は、金融商品取引法に基づいて提供・公表が求められるものであることを踏まえ（金融商品取引法 27 条の 32）、基本的に、有価証券報告書・第 2 四半期報告書に準じた記載様式が定められている⁹。

○ただ、プロ向け市場の性質を踏まえて、その上場会社を担当する指定アドバイザー（J-Nomad）や認定上席責任者（J-QE）の開示が求められている点が特徴的である。

○その他、「TOKYO AIM に関する Q&A」によれば、例えば、次のような点で本来の有価証券報告書よりも記載を簡素化している、と説明されている。

- ① 「経理の状況」については、これまで連結・単体両方の財務諸表について直近 2 期分求めていたものを連結だけとした。
- ② 「主要な経営指標等の推移（いわゆるハイライト情報）」については、これまで連単直近 5 期分求めていたものを連結 3 期分の記載とした。

○なお、「発行者情報」の財務諸表等には、監査法人¹⁰による監査報告書等の添付が求められている¹¹（有価証券上場規程 24 条 3 項）。

(5) 上場申請時の「特定証券情報」

○金融商品取引法の下では、特定投資家のみを相手方とすることで、有価証券届出書の提出義務が免除される勧誘等（特定勧誘等）¹²については、発行者が「特定証券情報」を、その特定勧誘等が行わ

⁹ あくまでも「準じた記載様式」であって「有価証券報告書」そのものではないため、例えば、財務諸表等規則などが「発行者情報」に直接適用されるとは考えにくい。ただ、会計基準として日本基準を採用する場合は、結果として財務諸表等規則などに準じて記載することが求められる可能性はあるだろう。

¹⁰ 有価証券上場規程では、特に日本の監査法人に限定してはいない。東証の斉藤社長の 2009 年 1 月 29 日付記者会見（東証ウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/about/press/090129.pdf>））参照。

¹¹ 中間決算についても、監査法人による中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の添付が求められる（有価証券上場規程 43 条 2 号など）。

¹² 金商法改正法では、いわゆる特定投資家私募（「特定投資家向け取得勧誘」）や特定投資家私売出し（「特定投資家向け売付け勧誘等」）以外にも「政令で定めるもの」については、「特定証券情報」の提供・公表義務が課されることになっている。しかし、今回の改正では具体的な政令指定は行われていない。

れるまでに、（特定勧誘等の）相手方に提供又は公表することが義務付けられる（金融商品取引法 27 条の 31 第 1 項）。つまり、プロ向け市場における発行開示に相当するものとして、「特定証券情報」の提供・公表制度が設けられている。

- この「特定証券情報」の細目（例えば、様式、言語、会計基準など）についても、原則として、プロ向け市場を開設する金融商品取引所や金融商品取引業協会の自主ルールに委ねることとされている（特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令 2 条 1 項）。
- これを受けて「TOKYO AIM」は、「特定証券情報」の作成にあたって用いるべき開示様式（第 3 号様式）を定めている（有価証券上場規程施行規則 4 条）。
- 「特定証券情報」も、金融商品取引法に基づいて提供・公表が求められるものであることを踏まえ、基本的に、有価証券届出書に準じた記載様式が定められている。
- 「特定証券情報」は、上場申請に当って「TOKYO AIM」に提出が求められるほか（有価証券上場規程 8 条 1 号）、特定投資家向け取得勧誘など（例えば、増資など）を実施する場合にウェブサイト及び TDnet に掲載することを義務付けている（同 27 条、同施行規則 16 条）。

3. 会社情報の適時開示など

- 「TOKYO AIM」においても、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼし得る事項については、上場会社に対して適時開示が義務付けられる。開示事項としては、次の事項が掲げられている（有価証券上場規程 19～22 条）。

- ①重要な会社情報（財務、事業、業績などに関する事項）
- ②一定の関連当事者取引
- ③その他「TOKYO AIM」が開示を求める事項等（※）

（※）具体的には、次の事項が規定されている（有価証券上場規程施行規則 11 条 1 項）。

- (1) 取締役の異動
- (2) 取締役による当該上場会社の発行する株式の取得又は処分
- (3) 本店所在地の異動
- (4) ウェブサイトアドレスの変更
- (5) 担当 J-Nomad 又は確保している流動性プロバイダーの異動
- (6) 配当基準日の変更
- (7) 配当支払日の変更
- (8) 上場申請時に公表した書類に記載した内容の重要な変更

- なお、上記①「重要な会社情報（財務、事業、業績などに関する事項）」の具体的な内容については、別途「適時開示の基準及びその取扱い」が定められている。

- 基本的には、開示事項や軽微基準（例えば、売上高の○%未満であれば「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」として開示義務を課さないという基準）なども含めて、東証本則市場のルールに同じ内容となっている。

- これはプロ向け市場の上場会社についても、金融商品取引法上、いわゆるインサイダー取引規制の対象となることを踏まえたものと考えられる。

4. 情報開示に関連するその他の事項

(1) TDnetの利用

○「TOKYO AIM」の上場会社による会社情報の開示手続は、東証本則市場の上場会社と同様に TDnet を利用して行われる（有価証券上場規程 18 条 2 項）。

○なお、TDnet への掲載事務は、原則として J-Nomad が行うこととされている（同 4 条参照）。これは開示情報の内容について、担当 J-Nomad が確認・助言できるようにするためだと考えられる。

(2) ウェブサイト上の情報開示

○「TOKYO AIM」の上場会社は、一定の事項を自社のウェブサイトに掲載し、公表することが義務付けられる（有価証券上場規程 26 条）。

○ウェブサイトに掲載した情報は、無料で投資者の閲覧に供し、常に最新の情報にアップする（掲載する情報が常に最新の情報となるよう合理的な努力を行う）ことが求められる（同前）。

○なお、掲載・公表すべき事項としては、次の事項が定められている（同施行規則 15 条）。

- ①特定証券情報
- ②事業の概要
- ③役員 of 経歴
- ④定款
- ⑤決算情報
- ⑥過去 12 ヶ月以内に TDnet を通じて開示した資料
- ⑦過去 12 ヶ月以内に法定公告として掲載した事項
- ⑧過去 12 ヶ月以内に株主向けに発送した書類
- ⑨担当 J-Nomad の名称
- ⑩流動性プロバイダーの名称
- ⑪発行済株式総数、当該上場会社が把握している非流通株式の数・発行済株式総数に対する割合（※）
- ⑫本国の法制度により上場株券等の譲渡に関する制限が付されている場合には、その内容
- ⑬大量保有者の名称・株式保有割合（※）
- ⑭その他「TOKYO AIM」が必要と認める事項

（※）上記⑪⑬については、6 ヶ月毎に更新を行えば足りる。

(3) 「TOKYO AIM」からの照会事項の報告・開示

○「TOKYO AIM」の上場会社は、「TOKYO AIM」から会社情報に関する照会があった場合は、直ちに照会事項について担当 J-Nomad を通じて報告することが義務付けられる（有価証券上場規程 25 条）。

○その際、「TOKYO AIM」が必要と認めれば、「TOKYO AIM」の上場会社は、直ちにその報告内

容を開示することが求められる（同前）。

5. 実施日

- 「TOKYO AIM」は、2009年5月29日に金融商品取引法に基づく金融商品市場開設免許を取得し、6月1日から取引所業務を開始している。関連する規則も同日から施行されている。